

## ○長生村企業立地条例

平成27年6月12日

条例第23号

長生村企業立地条例（平成18年長生村条例第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、村内の指定区域において、事業所の新設、増設又は移転（以下「新設等」という。）を行う事業者に対して、奨励措置を講ずることにより、新規企業の立地及び既存企業の事業規模拡大の促進を図り、もって本村の産業経済の振興、就業機会の拡大及び住民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定区域 次に掲げる区域をいう。

ア 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業地域又は準工業地域

ウ ア及びイに掲げるもののほか、土地利用計画上、事業所の新設等をすることが適当な場所で村長が認める区域

(2) 事業者 営利事業を営む法人又は個人をいう。

(3) 指定事業者 次条の規定による奨励措置の指定を受けた事業者をいう。

(4) 事業所 事業者がその事業の用に供するために設置する事務所、研究所、工場等の施設をいう。

(5) 施設等 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。

(6) 新設 村内に事業所を有しない者が指定区域内に新たに事業所を設置すること又は村内に事業所を有する者が現に行っている事業と異なる事業の事業所を指定区域内に設置することをいう。

(7) 増設 指定区域内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で既存の事業所の施設等を拡張すること又は村内に事業所を有する者が現に行っている事業と同一の事業の事業所を指定区域内に設置することをいう。

- (8) 移転 村内に事業所を有する者が当該事業所を廃止し、指定区域内に新たに事業所を設置することをいう。
- (9) 投下固定資産総額 事業者が事業所の新設等に伴い新たに取得する施設等の取得合計額をいう。ただし、土地にあっては、当該事業所の操業開始日前3年以内に取得したものに限る。
- (10) 正規雇用者 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。）を除く。）で、かつ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。
- (11) 新規正規雇用者 事業所の新設等に伴い、当該事業所の操業開始日の6月前から操業開始日までに新たに雇用された正規雇用者をいう。

（奨励措置）

第3条 村長は、指定区域に事業所の新設等を行う事業者に対して、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

2 前項第1号に規定する企業立地奨励金の交付は、前条第1号イ及びウに規定する区域にあっては別表第1に、同号アに規定する区域にあっては別表第2にそれぞれ定めるとおりとする。

3 第1項第2号に規定する雇用促進奨励金は、村内に住所を有する新規正規雇用者の数に10万円を乗じて得た額（1,000万円を限度とする。）とし、第5条第2項の規定により企業立地奨励金の交付の決定を受けた指定事業者に対し、交付することができる。

（奨励金の交付の時期）

第3条の2 前条第2項の規定による企業立地奨励金の交付は、事業所の操業開始後、当該事業所の施設等に係る固定資産税が初めて賦課される年度（以下この条において「基準年度」という。）から行うことができる。

2 前条第3項の規定による雇用促進奨励金の交付は、基準年度において行うことができる。

（奨励措置の指定等）

第4条 第3条の規定による奨励措置を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、村長に申請し、あらかじめ村長の指定を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、この条例の目的に適合すると認めるときは、当該申請をした事業者を指定事業者として指定するほか、同項の奨励措置の対象となる施設等についても奨励措置指定施設（以下「指定施設」という。）として指定する。

（奨励金の交付）

第5条 第3条第1項各号に規定する奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする指定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、当該年度に交付する奨励金の額を決定するものとする。

（遵守義務）

第6条 指定事業者は、事業所の操業を開始する日から起算して10年を経過するまでの間、当該事業所を操業しなければならない。

（地位の承継）

第7条 譲渡、合併等の理由により指定事業者に異動が生じた場合は、その承継者が当該指定事業者の事業を継続する場合に限り、村長の承認を得て、指定の地位を承継することができる。

（内容変更による届出）

第8条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により申請した内容に変更があったとき。
- (2) 指定施設に係る事業を休止し、又は廃止したとき。

（奨励措置の指定取消し等）

第9条 村長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第4条第2項の規定による奨励措置の指定を取り消し、奨励金の交付を停止する。

- (1) 指定施設をその事業の目的に使用せず、他の用途に供したとき。
- (2) 第6条に規定する期間内に、その事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により第3条の規定による奨励措置を受けたとき。
- (4) 村税その他村に納付すべき使用料等を滞納したとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となる活動を行う団体であると認められるとき。

(6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により奨励措置の指定を取り消したときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

3 前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、奨励金を受けている指定事業者に対してその理由を示すものとする。

（報告及び調査）

第10条 村長は、この条例の施行に必要な限度において指定事業者に対し報告を求め、又は指定施設に立ち入り、関係帳簿等を調査することができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（長生村農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の廃止）

2 長生村農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例（平成18年長生村条例第16号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の長生村企業立地条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事業者に係る奨励措置について適用し、同日前に申請のあった事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月13日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	奨励金の額等
投下固定資産総額が5千万円以上かつ新規正規雇用者数1人以上	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の90に相当する額（1千万円を限度とする。）を3年間交付する。交付限度額は、総額3千万円とする。
投下固定資産総額が3億円以上かつ新規正規雇用者数3人以上	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の85に相当する額（5千万円を限度とする。）を4年間交付する。交付限度額は、総額2億円とする。
投下固定資産総額が20億円以上かつ新規正規雇用者数5人以上	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の80に相当する額（1億円を限度とする。）を5年間交付する。交付限度額は、総額5億円とする。
投下固定資産総額が100億円以上かつ新規正規雇用者数10人以上	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の75に相当する額（2億円を限度とする。）を5年間交付する。交付限度額は、総額10億円とする。

別表第2（第3条関係）

区分	奨励金の額等
事業所の新設 投下固定資産総額5千万円以上かつ新規正規雇用者数2人以上	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額（2億円を限度とする。）を3年間交付する。交付限度額は、総額6億円とする。
事業所の増設又は移転 投下固定資産総額5千万円以上かつ新規正規雇用者数1人以上	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額（1億円を限度とする。）を3年間交付する。交付限度額は、総額3億円とする。